

（令 2 . 1 0 . 1 6
実 2 - 3）

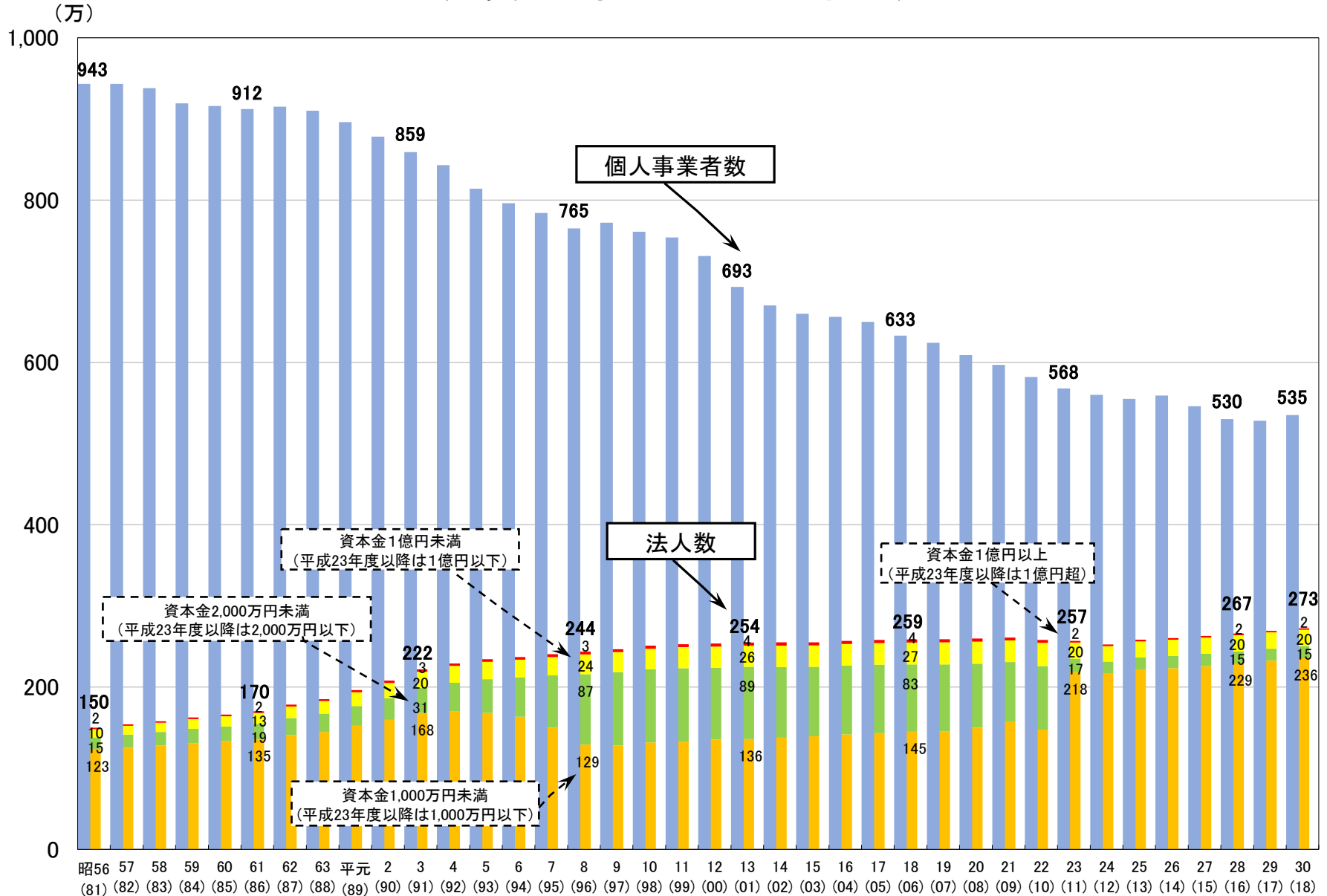
説 明 資 料

〔事業者の適正申告の確保、記帳水準の向上について〕

令和 2 年 10 月 16 日（金）

財 務 省

法人数(資本階級別)、個人事業者数の推移

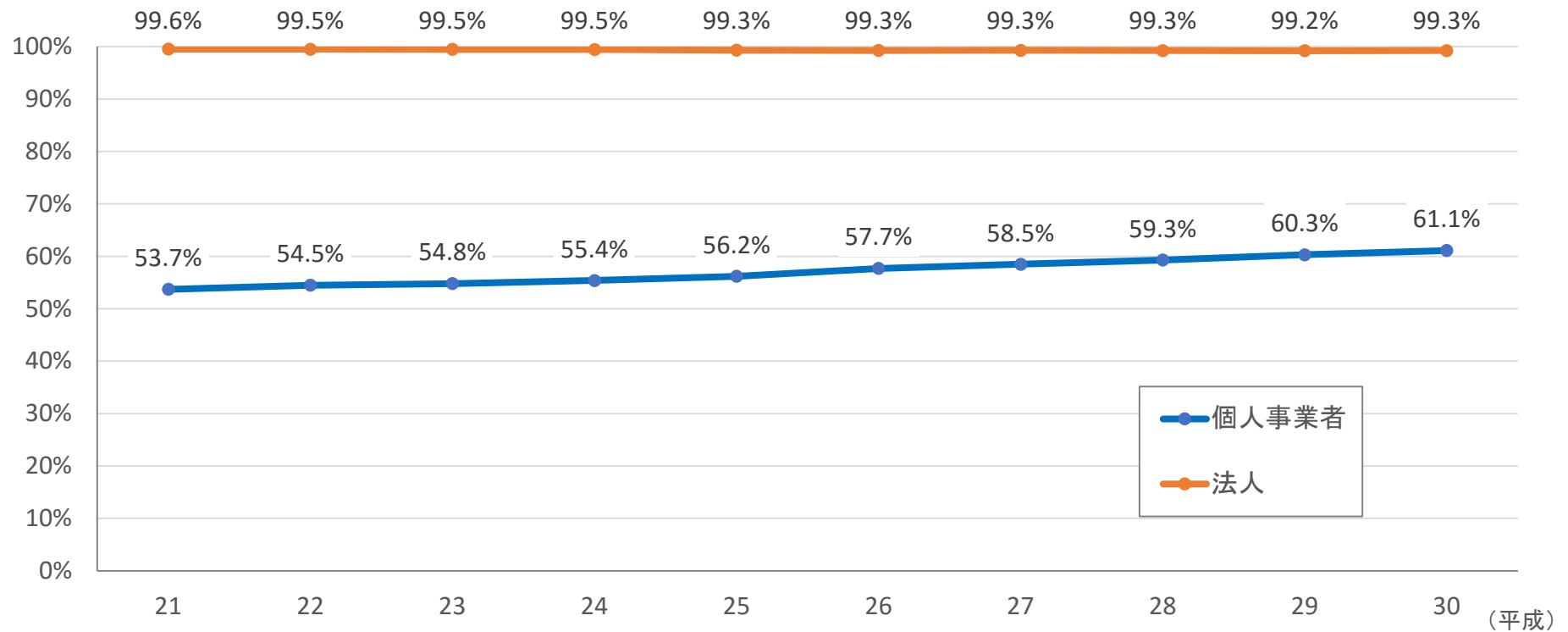


(備考) 法人数(全体)には連結法人を含む。
 (出所) 会社標本調査(国税庁)、労働力調査(総務省)

(年(度)分)

青色申告率の推移(法人、個人事業者)

- 法人の青色申告率はほぼ100%で推移。
- 個人事業者の青色申告率は直近の平成30年で61%にとどまっている。



(参考)法人の青色申告率は、稼働中の法人数のうち青色申告を行った法人数の割合。

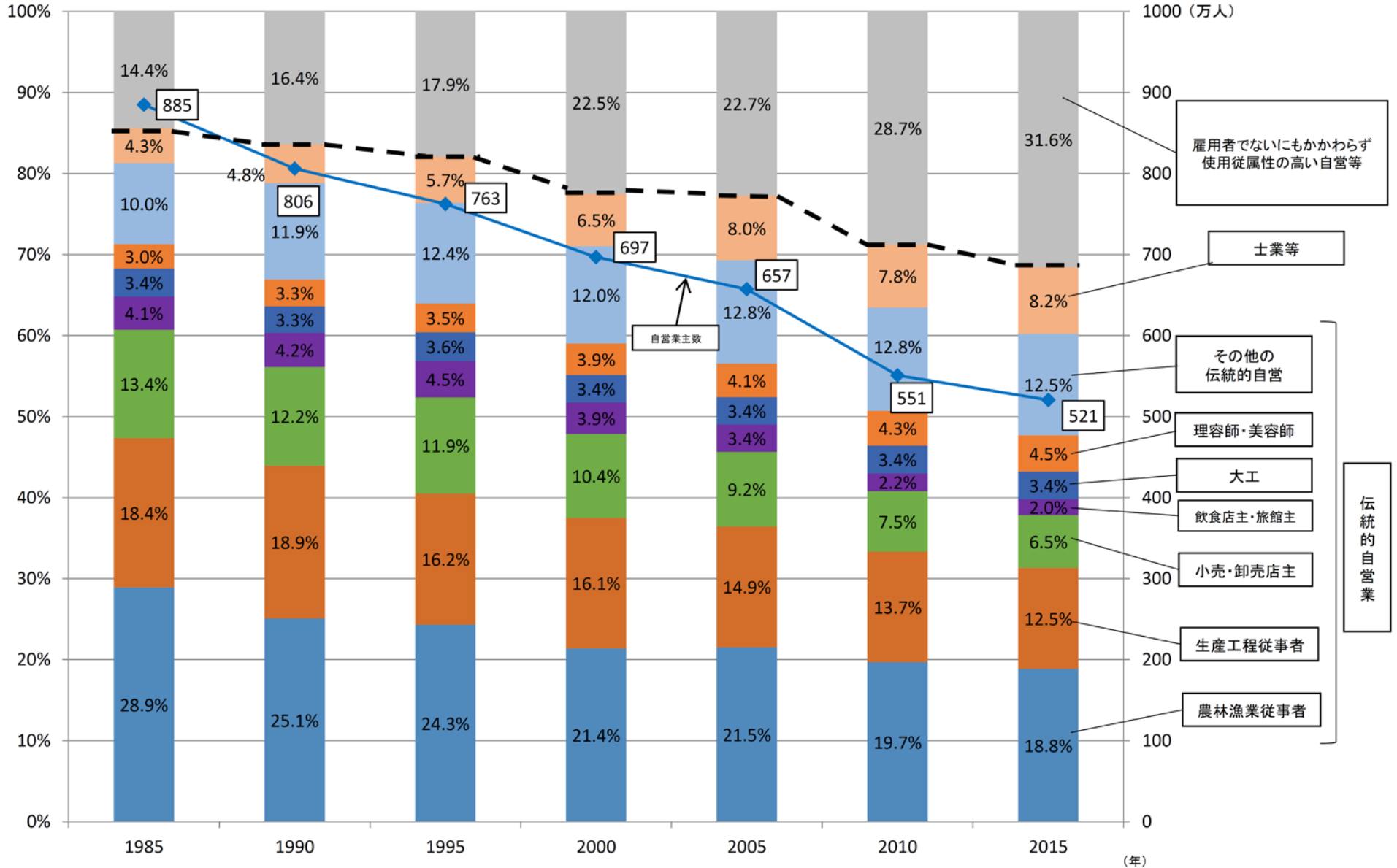
個人事業者の青色申告率は、個人事業者(事業所得が主たる所得の者)の申告者数のうち青色申告を行った者の割合。

(出所)国税庁統計年報

事業者の記帳水準に係る概況

| 区分 | 概況 |
|-------------------------|--|
| 小売、飲食店、理美容師等の伝統的自営業 | <ul style="list-style-type: none"> ● 会計ソフト利用者は少なく、手書き帳簿も依然として存在。 ● 経理事務を1人で行うような場合も多い。 ● 商工会や青色申告会、農協等からの記帳指導の利用も多い。 |
| フリーランス、ギグワーカー | <ul style="list-style-type: none"> ● 日常的な記帳義務の履行度合いは不明。 ● 雇用的自営とされる者は増加傾向。 ● 一定のITリテラシーを有していると想定。 |
| <p>【参考】</p> <p>中小企業</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 基本的に複式簿記で記帳。 ● インストール型会計ソフトなど市販製品の利用が多いものの、電子帳簿保存法の承認を得ている企業は少なく、印刷して紙で保存が一般的。 ● 税理士・会計事務所等の関与率も高い。 |
| 大・中堅企業 | <ul style="list-style-type: none"> ● 基本的に複式簿記で記帳。 ● 多くはカスタマイズした会計ソフトや独自の自社システムを利用して電子的に記帳。 ● 改ざん防止機能等を備え電子帳簿保存法の承認を得ている企業も多い。 ● 税理士・会計事務所等の関与率も高い。 |

個人事業者の動向



(出所)総務省「国勢調査」

(注1)山田久「働き方の変化と税制・社会保障制度への含意」(平成27年9月3日 政府税制調査会資料)の区分によると、「伝統的自営業」とは、農林漁業、製造業、小売・卸売店主など取引先との関係で使用従属性の低い従来型の自営業をいう。「士業等」とは、医師、弁護士、会計士・税理士、画家・芸術家など使用従属性の低い専門的職業をいう。「雇用者でないにもかかわらず使用従属性の高い自営業等」とは、建築技術者やSE、保険代理人・外交員など使用従属性の高い自営業主が多く含まれる職種をいい、前掲資料においては『雇用的自営業』とされている。

(注2)「自営業主」は、「雇人のある業主」、「雇人のない業主」及び「家庭内職者」。

令和2年度税制改正大綱(抄)

令和元年12月12日
自由民主党
公明党

第一 令和2年度税制改正の基本的考え方

4. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し

(1) 経済社会の構造変化を踏まえた個人所得課税のあり方

個人所得課税については、わが国の経済社会の構造変化を踏まえ、配偶者控除等の見直し、給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除の一体的な見直しなどの取組みを進めてきている。今後も、これまでの税制改正大綱に示された方針を踏まえ、働き方の多様化を含む経済社会の構造変化への対応や所得再分配機能の回復の観点から、各種控除のあり方等を検討する。また、適正な記帳の確保に向けた方策を講じつつ、事業所得等の適正な申告に向けた取組みを進める。

事業者の記帳を巡る状況

日本商工会議所 御説明資料(抜粋) (税制調査会 第1回納税環境整備に関する専門家会合(令和2年10月7日))

今般のコロナ禍で顕在化した事業者の帳簿の課題 (抜粋)

- 一方、コロナ対応のための資金繰り支援(融資、助成金等)において、前年同月比で売上減少が分かる帳簿が必要とされたが、帳簿の未整備等により申請困難な事業者からの相談が多く寄せられた。
- 税理士の関与がなく、商工会議所等の記帳指導も受けていない小規模事業者で、「税務申告のための帳簿」にとどまる事業者が多い。
- 月次決算など「経営状況を把握できる帳簿」の重要性が改めて浮き彫りに。

クラウド会計ソフト導入支援を受けている事業者の反応 (記帳指導員から聴取)(抜粋)

- 今回のコロナ禍で急遽、融資が必要になったが、会計ソフトを導入していたため、金融機関に対して試算表や月次決算などでタイムリーに出すことができ、融資相談をスムーズに行うことができた。
 - 一人親方になったものの、夫婦共働きで奥さんは経理を手伝ってくれず、帳簿のつけ方も分からなかったが、クラウド会計アプリを使えば、空いている時間でスマホで作業ができるので助かっている。
 - インボイスのためといわれてもピンとこないが、帳簿をつけていれば有事の際に支援をきちんと受けられることのメリットは大きい。
 - モバイルPOSレジとクラウド会計システムを連動させたところ、記帳や税務申告業務が大幅に削減され、業務が効率化した。
- クラウド会計導入先はリモートでの記帳指導が可能のため、記帳指導員の負担も大きく削減可能。

個人事業者の記帳制度の概要

- 個人事業者の所得額が正しく計算・申告されるためには、納税者が正規の簿記で記帳を行い、所得額を資産項目から検証できることが望ましい。ただし、小規模事業者の事務負担への配慮から、簡易な簿記等のほか白色申告も認められている。
- 適正な記帳と申告を促すため、青色申告には様々な税制上の特典等が与えられている。
- 青色申告に係る要件の遵守を担保するため、青色申告承認取消しの制度がある。

| 区 分 | 青色申告 | | | 白色申告 |
|------------------------------|--|-----------------------------------|---|---|
| | 正規の簿記 | 簡易な簿記 | 現金主義 | |
| I. 申告者 | 青色申告承認申請書を提出した事業所得者 | | 左記のうち現金主義の申請書を提出した小規模事業所得者（前々年分の所得が300万円以下） | 青色申告承認申請書を提出していない事業所得者 |
| II. 記帳義務 (1) 作成すべき帳簿 | 仕訳帳 総勘定元帳 | 現金出納帳 経費帳 固定資産台帳 売掛帳、買掛帳 | 現金出納帳 経費帳 固定資産台帳 | 売上帳 経費帳 |
| (2) 貸借対照表(BS) 損益計算書(PL) | BS及びPL | PLのみ | | 収支明細書 |
| III. 税制上の特典等 (1) 青色申告特別控除 | ・65万円(e-Tax・電子帳簿) ・55万円(上記以外) | 10万円 | | — |
| (2) 事業専従者控除等 | <青色事業専従者給与> ・事前に提出された届出書に記載された金額の範囲内で必要経費に算入可 | | | <事業専従者控除> ・配偶者 :86万円 ・それ以外:50万円 |
| (3) 純損失の繰越控除 | ○ | | | 被災事業用資産の損失の金額及び変動所得の金額の計算上生じた損失の金額については、繰越控除が可能 |
| (4) 純損失の繰戻還付 | ○ | | | × |

個人事業者の帳簿・書類保存制度の概要

- 事業の所得額及び税額が正しく計算・申告されているかを後日検証できるようにするためには、事業者が帳簿及び書類の保存を適正に行う必要がある。
- 平成23年度改正により、記帳及び帳簿・書類の保存がすべての事業者に義務化された（平成26年より施行）。

■青色申告

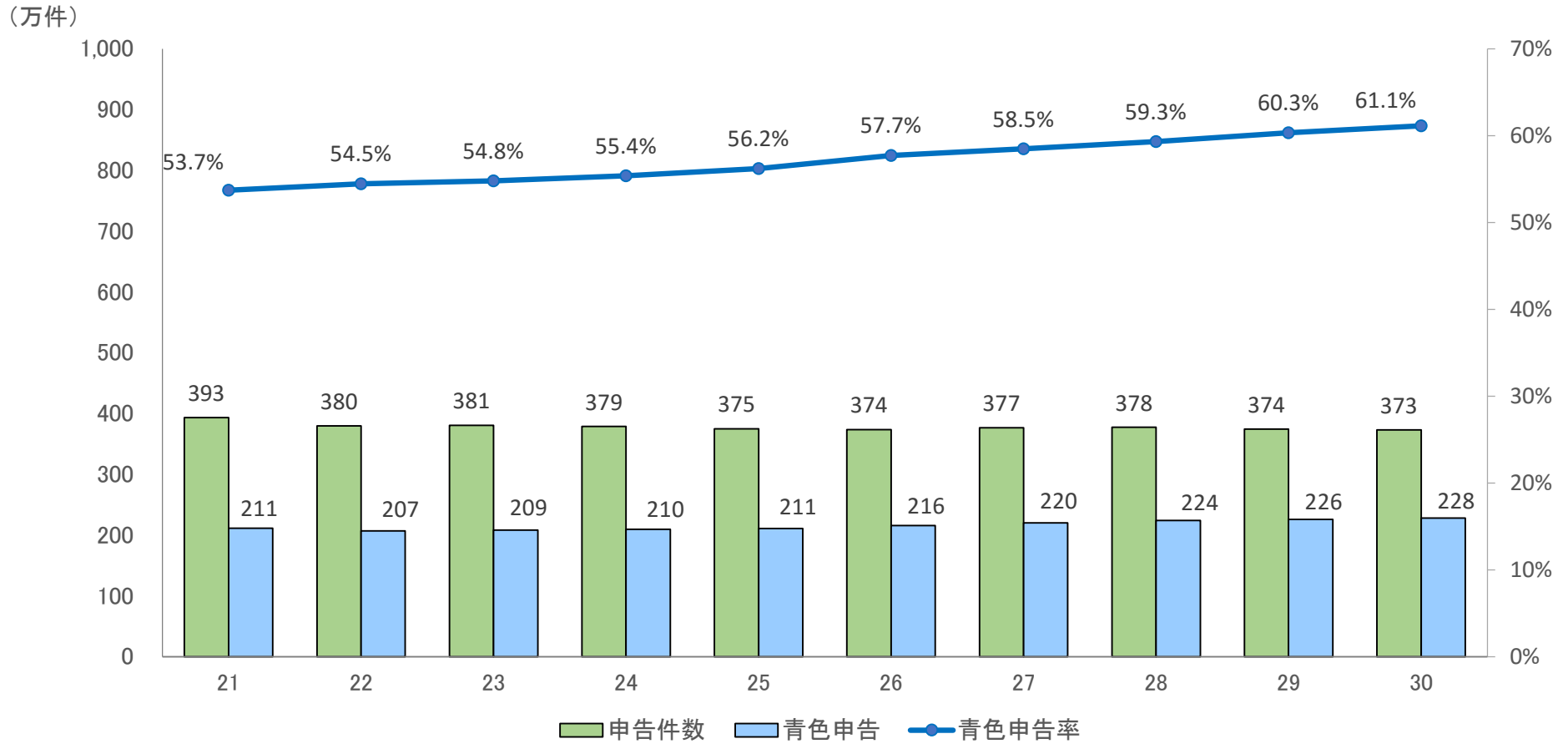
| 保存が必要なもの | | 保存期間 |
|----------|--------------------------------------|-----------------------------|
| 帳簿 | 仕訳帳、総勘定元帳、現金出納帳、売掛帳、買掛帳、経費帳、固定資産台帳など | 7年 |
| 書類 | 決算関係書類 | 7年 |
| | 現金預金取引等関係書類 | 7年 (前々年分所得が300万円以下の方は5年) |
| | その他の書類 | 5年 |

■白色申告

| 保存が必要なもの | | 保存期間 |
|----------|--------------------------------------|------|
| 帳簿 | 収入金額や必要経費を記載した帳簿(法定帳簿) | 7年 |
| | 業務に関して作成した上記以外の帳簿(任意帳簿) | 5年 |
| 書類 | 決算に関して作成した棚卸表その他の書類 | 5年 |
| | 業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類 | |

個人事業者の申告状況の推移

- 個人事業者の申告件数は平成21年の393万件から平成30年の373万件へと減少。
- 青色申告の件数は同期間に17万件程度増加し、平成30年の青色申告率は61%。



(注) 個人事業者（事業所得が主たる所得の者）の全申告件数、青色申告件数、及びその割合。

(出所) 国税庁統計年報

個人事業者の申告状況：事業収入別（平成30年分）

- 平成30年分の確定申告を行った個人事業者の申告状況は、青色申告 6 割（正規簿記 3 割、簡易簿記 3 割）、白色申告 4 割となっている。
- 事業収入別にみると、個人事業者のうち78.8%が事業収入1,000万円以下の小規模事業者。白色申告者の93.3%（全体の37.3%）は小規模事業者。
- 事業収入が1億円を超える規模の個人事業者の中にも、白色申告の者が存在する。

| 事業収入階級 | 青色申告 | | 白色申告 | 合計 |
|-----------------|-------|----------------------|-------|-------|
| | 正規簿記 | 簡易簿記 (現金主義を含む(注)) | | |
| 1円～1,000万円 | 17.3% | 24.2% | 37.3% | 78.8% |
| 1,000万円～5,000万円 | 10.0% | 5.5% | 2.5% | 18.1% |
| 5,000万円～1億円 | 1.5% | 0.4% | 0.1% | 2.1% |
| 1億円～ | 0.8% | 0.2% | 0.1% | 1.1% |
| 合計 | 29.7% | 30.3% | 40.0% | 100% |

(注) 事業収入の金額が1円以上ある者(事業所得以外が主たる所得の者も含む)の申告状況。現金主義の者は全体の0.1%程度。
(出所) 国税庁調

個人事業者の申告状況：年齢別（平成30年分）

- 個人事業者全体のうち47.6%が60代以上の高齢者（60代25.3%、70代以上22.3%）。
- 60代以上の高齢者のうち4割強が白色申告者（60代43.1%、70代以上42.2%）。
- 20代以下の個人事業者は53.1%が白色申告者。

| | 青色申告 | | 白色申告 | 合計 |
|-------|-------|----------------------|-------|-------|
| | 正規簿記 | 簡易簿記 (現金主義を含む(注)) | | |
| 20代以下 | 0.7% | 0.8% | 1.7% | 3.2% |
| 30代 | 3.9% | 2.9% | 4.1% | 11.0% |
| 40代 | 7.2% | 5.0% | 6.5% | 18.7% |
| 50代 | 6.5% | 5.6% | 7.4% | 19.5% |
| 60代 | 6.6% | 7.8% | 10.9% | 25.3% |
| 70代以上 | 4.7% | 8.2% | 9.4% | 22.3% |
| 合計 | 29.7% | 30.3% | 40.0% | 100% |

(注) 事業収入の金額が1円以上ある者(事業所得以外が主たる所得の者も含む)の申告状況。現金主義の者は全体の0.1%程度。

(出所) 国税庁調

個人事業者の記帳の概況(税務調査の対象者)

- 記帳水準が低いほど税務調査において「記帳不備」と指摘される割合は高まり、白色申告者では7割を超える状況。
- 白色申告及び簡易簿記は、資産項目の異動が記帳されておらず、申告漏れが生ずる可能性が高い。
- 一方、青色申告（正規の簿記）は、資産項目の異動が記帳されており、所得額を資産項目から検証することが可能。納税者にとって申告漏れの防止につながるメリットがある。
- 例えば、商品を現金で販売したことによる売上を記帳し忘れた場合、商品の減少や現金の増加などの資産項目の異動状況から、売上の記帳漏れを把握することが可能。

税務調査において「記帳不備」と確認された者の割合

| 記帳形式 | | 28年7月～29年6月 調査分 | 29年7月～30年6月 調査分 | 30年7月～元年6月 調査分 |
|------|------|--------------------|--------------------|-------------------|
| 青色申告 | 正規簿記 | 6.2% | 6.3% | 6.2% |
| | 簡易簿記 | 22.0% | 22.4% | 22.5% |
| 白色申告 | | 73.0% | 73.8% | 74.2% |

(参考) 「記帳不備」

実地調査において、(A) 記帳すべき事項が相当欠落している又は記帳が相当期間（おおむね3か月程度以上）遅滞している場合、(B) 記帳が全くされていない場合、又は (C) 帳簿等の提示がなく記帳状況が不明な場合と確認された事例を指す。

(出所) 国税庁調

青色申告を行わない理由

- アンケートの調査結果によれば、青色申告を行わない理由として、売上が多くないことや、記帳の手間の問題などが挙げられている。

(問) 青色申告で確定申告しないのはなぜですか？
(調査対象者: 白色申告(N=206))

| 理由 | 理由 |
|----------------------|-------|
| 売上が多くないから | 62.6% |
| 白色申告であれば、記帳の義務がないから | 47.1% |
| 青色申告をするメリットがないから | 24.3% |
| 青色申告のメリットがよくわからないから | 12.6% |
| 特に意識していなかった | 10.2% |
| 青色申告承認申請書の提出を忘れていたから | 2.4% |
| その他 | 2.9% |

(出所) 弥生(株)「個人事業者の確定申告に関する調査」
(平成26年)

※調査期間: 平成25年12月16日～17日。インターネット調査

(問) 青色申告を行わない理由(農業所得者を対象)

| 理由 | 理由 |
|------------------------------|-------|
| 農業収入が少なく、税制上のメリットがほとんどないため | 36.3% |
| 白色申告に比べ簿記記帳の手間がかかるため | 28.1% |
| これまで行ったことがないため | 16.4% |
| 農業所得標準を用いて白色申告を行った方が税制上有利なため | 9.2% |
| 青色申告制度がよくわからないため | 6.1% |
| その他(無回答(0.3%)を含む) | 3.9% |
| 合計 | 100% |

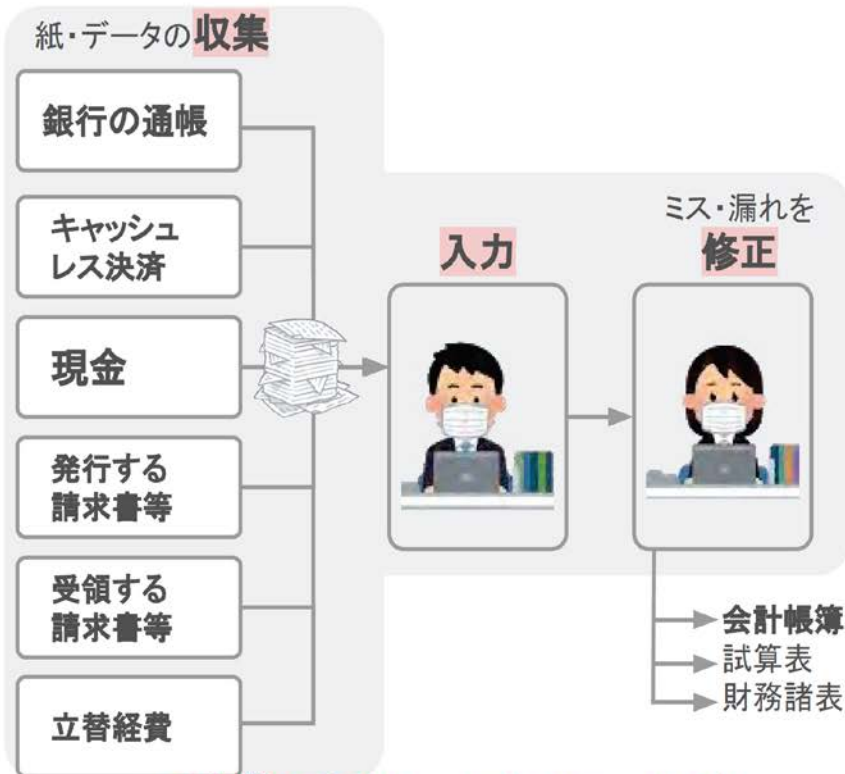
(出所) 農林水産省「農業経営の管理に関する意向調査結果」(平成13年)

現在の記帳を巡る環境変化

- 近年、デジタル化が進む中、クラウド会計ソフトの発達により、手間と費用をかけずに簡単に記帳できる環境が整ってきている。
- クラウド会計ソフトは会計知識や経理業務に精通していなくても、青色申告（正規簿記）に対応可能となっている。

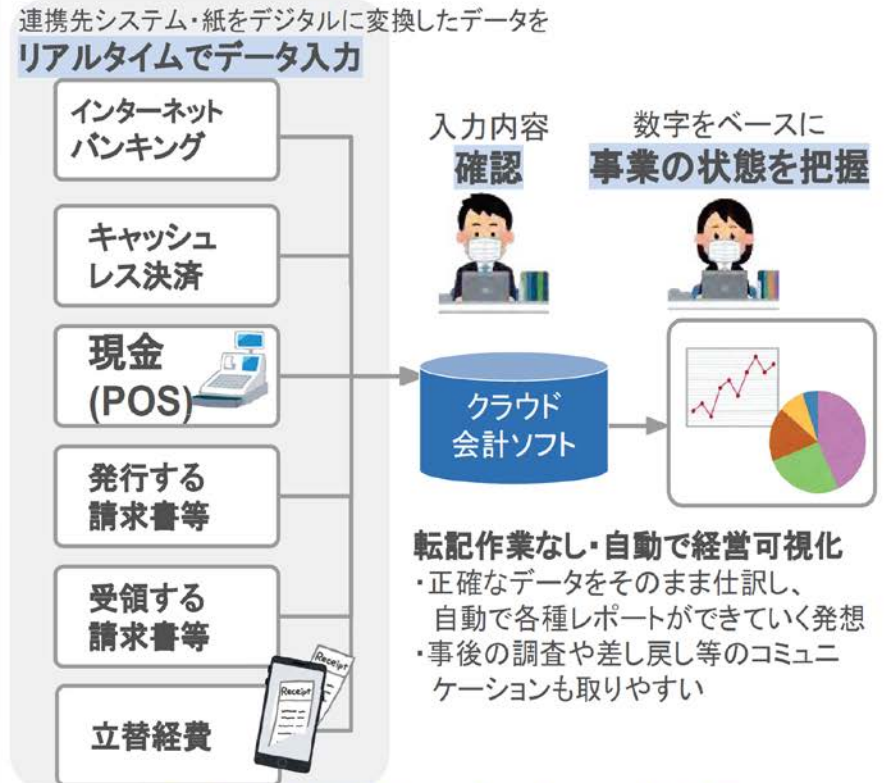
(参考)新経済連盟 御説明資料(抜粋)(税制調査会 第1回納税環境整備に関する専門家会合(令和2年10月7日))

従来の記帳業務のフロー



- ・手作業によるヒューマンエラーリスク
- ・月次決算に二か月かかることも

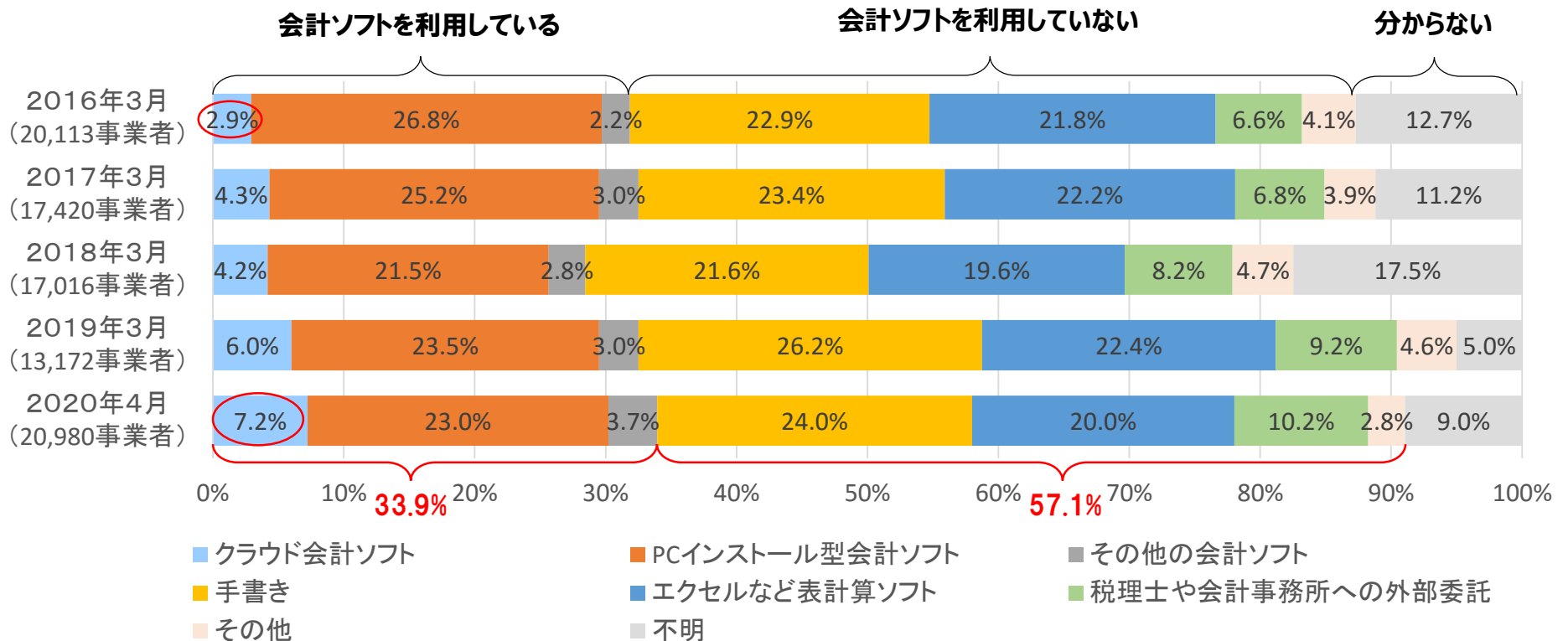
クラウド会計ソフトを用いた業務フロー



- ・入力から仕訳までデータで一気通貫
- ・経営のための分析業務へ時間を割ける

クラウド会計ソフトの利用状況調査

- 民間調査会社のアンケートによれば、確定申告を行った個人事業者のうち会計ソフトの利用者が全体の33.9%、利用していない者が57.1%（2020年4月時点）。
- クラウド会計ソフトの利用者が増加している（2016年2.9% → 2020年7.2%）。一方、会計ソフトを利用していない者の割合に大きな変化はない（2016年55.5% → 2020年57.1%）。
- 会計ソフトを利用していない理由としては、「事業規模が小さいので会計ソフトを必要としていない」、「会計ソフトに費用を掛けたくない」などが挙げられている。



(参考)2020年の調査概要

調査対象:個人事業主(令和元年分の確定申告実施者)。
 調査方法:Webアンケート。調査期間:2020年4月20日~27日

(出所)MM総研「クラウド会計ソフトの利用状況調査」

記帳水準の向上と税務行政の効率化

- 正規の簿記による記帳は、資産項目の異動が記帳されており、申告漏れなどを税務調査で把握することが比較的容易。
- 記帳水準の向上は、適正申告者の増加や税務調査の効率化など税務行政の効率化にも寄与。

| 納税者の類型 | | 適正な記帳や申告に対する意識がある | 適正な記帳や申告に対する意識がない |
|-----------------------|--------------|---|---|
| 記帳水準 が高い (正規簿記) | 納税者の イメージ | <ul style="list-style-type: none"> • 日々継続的に正確な記帳を行い、適正な申告を行っている。 | <ul style="list-style-type: none"> • 記帳水準は高いが不適正な申告を行っている。 (二重帳簿や簿外口座などによる仮装隠蔽) |
| | 税務調査 での対応 | <ul style="list-style-type: none"> • うっかりミスや法令上の取扱いの誤りがないか、帳簿書類を通じて申告の適正性を比較的容易に確認可能。 • 税務調査に要する時間や労力は少ない。 | <ul style="list-style-type: none"> • 帳簿に記載のない資産を把握した場合に、仮装隠蔽の認定が比較的しやすい。 • 税務調査に要する時間や労力は比較的多い。 |
| 記帳水準 が低い | 納税者の イメージ | <ul style="list-style-type: none"> • 適正な申告をしなければならないという意識はあるものの、事業が忙しく、正規の簿記では帳簿を作成できていない。書類の保存も不完全。 | <ul style="list-style-type: none"> • 帳簿を作成せず、書類も破棄している。税務調査にも非協力。 |
| | 税務調査 での対応 | <ul style="list-style-type: none"> • 申告漏れが生じやすく、調査での確認事項が多くなる。 • 真実の所得額を把握するため、保存のあった書類の調査や納税者への聴き取りが必要。 • 税務調査に要する時間や労力は多い。 | <ul style="list-style-type: none"> • 真実の所得額を把握するため、取引先や銀行に反面調査を行うほか、必要に応じ推計課税。 • 税務調査に要する時間や労力は多大。 • 帳簿書類の破棄(仮装隠蔽)と不作成・不保存との区別が困難であることから、重加算税が賦課できない場合も存在。 |